別表四の表中「特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額（別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」）」を「特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額（別表十(九)「13」、別表十(十)「11」又は別表十(十一)「16」若しくは「33」）」に、

「

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二(十三)「10」）	47	△	△		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二(十三)「43の計」）	48	△	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額（別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」）	49	△	△		
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額（別表十(六)「21」－「11」）	50			※	

」を「

農業経営
関西国際等準備金（別
特定事業入額の損
特　許

」に改め、同表の記載要領第七号を次のように改める。

基盤強化準備金積立額及び農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二(十三)「9」＋「42の計」）	47	△	△		
空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資積立額の損金算入額 表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」）	48	△	△		
活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額（別表十(七)「21」－「11」）	49			※	
権等の譲渡等による所得の特別控除額（別表十(五)「12」）	50	△		※	△